

## POPs条約に掲げる対策とその措置一覧（概要）

条約の条項	第3条		第5条		第6条				第7条	第8条	第10条 ほか	第11条 第12条ほか	第11条 第16条ほか
	製造・使用 の規制	輸出・輸入 の規制	非意図的生 成物質の行 動計画	新規発生源 への排出基 準の義務付 け	特定の戦略	ストックパ イルの管理	廃棄物の環 境上適正な 処分	バーゼル条 約との整合	国内実施計画 の作成	附属書の化 学物質の掲 載	普及啓発等	研究・開 発・技術協 力	条約の有効 性の評価
我が国の対策	化学物質審査 規制法・農 薬取締法に 基づく対策	化学物質審査 規制法（輸入） 、貿易管理令 （輸出）に 基づく対策	ダイオキシン 類対策特別 措置法に基 づく対策	ダイオキシン 類対策特別 措置法に基 づく対策	行政指導	行政指導	廃棄物処理 法に基づく 対策	バーゼル法 に基づく対 策			情報の提 供、情報セ ンターの設 立等	研究開発の 推進、技術 の移転	環境モニタ リングの実 施、対策の 評価
我が国の課題	・マイレック クス及びト キサフェン への対応 ・附属書D 1に掲げる スクリーニ ング基準を 考慮した対 策	マイレック クス及びト キサフェン への対応	ノンプラ ナーPCB、 HCBの計画 （インベン トリーの作 成等）の策 定	PCB、HCB の排出実態 を踏まえた 対策を検討	現存量・埋 設量等の把 握	埋設農薬の 適正管理	・適正な処 理技術の実 証 ・処理基準 の検討		国内実施計画 に盛り込むべ 事項の検討	スクリーニ ングクライ テリアの明 確化	同上	シンポジウ ム等の実施	POPsモニタ リングの設 計・実施、 対策の具体 的評価
環境省におけ る対応部局	環境保健部 水環境部		環境管理局		水環境部		廃棄物・リサイクル対策部 水環境部		環境保健部 環境管理局 (水環境部) 廃棄物・リサ イクル対策部	環境保健部 環境管理局 (水環境部) サイクル対 策部	環境保健部	環境保健部 環境管理局 (水環境部) サイクル対 策部 地球環境局	環境保健部